

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の基本理念について

1. 基本理念

- ・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の基本理念は、前期計画までの理念を継承するとともに、第 4 次障害者長期計画との連携の観点から、第 4 次障害者長期計画と同一の基本理念とします。

**障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現**

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 「障害者が住み慣れた地域で、主体的に」暮らすことのできる社会とは、障害者がその生活・人生を尊重され、その人にとって、必要なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。
- 「共生、協働のもと」で暮らすことのできる社会とは、障害に対する正しい理解と認識、一人ひとりの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体に行きわたり、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で主体性をもってあたり前に生活できる社会、また、そうした地域を障害者、地域、行政が共につくる社会を表しています。
- 「生き活きと輝いて暮らせる」社会とは、上記の地域社会が実現され、障害者が地域の中で安心して、心豊かに暮らしながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって輝いて生きることのできる社会を表しています。

なお、「生き活き」とは、誰もが元気で、活力のある質の高い生活の実現の願いを含め、このような表記にしています。

2. 取り組みの基本方針

- ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、障害児者のための福祉サービス等の提供と、その提供体制の確保に向けた取り組み等を定めることが主な目的となります。その取り組みを進めていくうえでの基本的な方針は、第4次障害者長期計画と軌を一にしておく必要があることから、本計画における取り組みの基本方針も、第4次障害者長期計画と同一とします。

◆障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重

- ・人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、自己決定権をもち、社会において幸福な生活を営むために重要な権利です。本市では、誰もが自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを感じながら生活のあらゆる場面でお互いの人格を認め合う人権感覚にあふれたまちの実現をめざしています。
- ・障害者に対する差別は、重大な人権侵害であり、その解消に向け、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、自ら意思表示や意思決定する、障害者の自己決定権の尊重も重要です。施策展開にあたっては、障害者の人権、自己決定権の最大限の尊重に留意しながら取り組みを進めます。

◆ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開

- ・人は、誰もが人間としてかけがえのない存在であり、個性を持った存在です。障害者への支援は、それぞれの個人に寄り添う形で展開されなければなりません。障害者それぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活の状況などに応じて、必要な支援がとぎれなく、障害者の自立と社会参加の支援という展望のもとで、適切に提供されるようにしていくことが必要となります。
- ・このためには、福祉、教育、保健、医療、労働など、質的、量的な拡充をはじめ、支援に関わるさまざまな分野が有機的に連携するとともに、コーディネート等の機能も求められます。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等により支援を必要とする人へも、「制度の谷間」を埋めるために、支援が行き届くような対応も重要となります。施策展開にあたっては、障害者の個人を尊重し、個々に応じた適切な支援に配慮しながら取り組みを進めます。

◆社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり

- ・障害者は、その障害ゆえに、生活にさまざまな困難を抱えています。それに加え、社会のさまざまな領域に存在する障壁が、障害者の生活を制限・制約するものとなっています。こうした障壁は、ハード面のみならず、社会慣行や人々の考え方などのソフト面にも存在します。障害者の社会参加や生活の安心において、こうした社会的障壁を取り除いていくこと（アクセシビリティの向上）が必要となります。
- ・社会的障壁は、明らかに障害者差別として認識されるものもありますが、一見してわかりにくいものもあります。障害者に対する必要かつ合理的な配慮がなされないことは障害者差別であり、それは解消されなければなりません。施策展開にあたっては、社会における合理的配慮の促進に留意し、取り組みを進めます。

3. 施策の方向性

- ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における施策の方向性については、基本理念、基本方針に基づくとともに、国の基本指針で示された観点等もふまえ、計画期間における施策の方向を定めるものとします。

■第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の施策の方向性（案） ※新たな項目を下線で表示

【現状と課題】

- ・サービス需要量の増加
- ・障害者の高齢化、重度化
医療的ケアを必要とする障害者等への対応
- ・サービス対象者、ニーズの多様化
高次脳機能障害者、発達障害者、難病患者、
障害児など、多様な利用者への対応
- ・家族の高齢化（家族介護力の低下）
- ・相談支援等の体制の確保
- ・サービス人材の確保と質の向上
- ・地域で障害者を支える基盤の整備・強化
- ・障害に対する理解不足、差別の解消
- ・災害や感染症への対応

【取り組みの基本方針】

- ◆障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重
- ◆ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開
- ◆社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり

【施策の方向性】

取組の基本方針や国の基本指針をふまえ、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を展開

サービスを通じた社会的障壁の除去、「地域共生社会」の実現をめざした施策を推進

- ◆相談支援の提供基盤の充実・強化、包括的な支援体制の推進
- ◆地域生活への移行、一般就労への移行等の促進
- ◆災害や感染症への対応など地域生活の安心を支える体制整備と支援
- ◆ニーズの多様化等に応じたサービス基盤の充実、質の向上
- ◆医療的ケア等への対応力の向上
- ◆社会参加の促進、交流促進、障害理解の促進
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◆発達障害者等に対する支援
- ◆障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ◆障害福祉人材の確保